

## 別紙 2 (事業評価報告書)

### 平成 29 年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告書

団体名 (協議会名) 糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会

#### 1 事業効果の発現状況

- ・電気柵を設置した箇所は、イノシシ等による農作物被害を防ぐことができた。また、協議会が被害状況を正確に把握し、被害地域が主体となって電気柵の設置、管理及び撤去を行い、被害防止のための活動を協議会と地域が一体となって取り組むことができた。
- ・捕獲用機材を導入し、猟友会による捕獲活動を実施した。わな猟安全技術講習会も開催しており、被害額が大きいイノシシは、有害捕獲と狩猟捕獲を合わせ過去最多の年間 807 頭を捕獲した。

#### 2 被害防止計画の目標達成状況

- ・被害金額は、イノシシの目標が達成できなかったが、ニホンザル、ハクビシン・タヌキ・アナグマ、カラス、ニホンジカについては目標を達成することができた。
- ・被害面積は、ニホンジカの目標が達成できなかったが、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン・タヌキ・アナグマ、カラスについては目標を達成することができた。

#### 3 被害防止計画の達成状況

対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果
市内全域	平成 27～29 年度	イノシシ等	推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理	わな猟安全技術講習会の開催 3回  くくりわな125台  ICT捕獲システム 2基	糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会	平成 27～29 年度	100%	・イノシシ等の捕獲については、講習会の開催により、安全でかつ、効果的な捕獲技術の向上が図られ、購入した捕獲用機材を活用し、捕獲

				ジビエ活用先進地 視察 1回				活動を推進することができた。防除については、電気柵の設置や追払いの実施等により、イノシシ等の侵入を防止した。しかし、電気柵の設置箇所は、農作物被害を防止できた反面、未設置の農地に被害範囲が拡大した。
				追払いの実施				
				電気柵の整備 イノシシ用223,800m				

鳥獣種名	被害防止計画の目標と実績							
	被害金額				被害面積			
	基準年 (25年度) の実績値(A)	目標値 (B)	目標年 (29年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)	基準年 (25年度) の実績値(A)	目標値 (B)	目標年 (29年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C/A-B)
イノシシ	2,471.7千円	1,730.0千円	5467.1千円	-403.9%	3.3350ha	2.3348ha	10.7301ha	-739.4%
ニホンザル	98.0千円	68.0千円	0千円	326.7%	0.0160ha	0.0114ha	0ha	347.8%
ハクビシン ・タヌキ・ アナグマ	79.0千円	55.0千円	408.0千円	-1370.8%	0.0280ha	0.0196ha	0.1010ha	-869.0%
カラス	30.0千円	21.0千円	70.0千円	-444.4%	0.0021ha	0.0014ha	0.2320ha	-32842.9%
ニホンジカ	0千円	0千円	0千円	0%	0ha	0ha	0ha	0%
合計	2678.7千円	1874.0千円	5,945.1千円	-405.9%	3.3811ha	2.3672ha	11.0631ha	-757.7%

#### 4 評価

事業主体の評価	<p>イノシシ、カラス類による農作物被害が増加し、被害金額、面積ともに目標値を達成できなかった。また、ハクビシン・タヌキ・アナグマについては被害金額の目標は達成したが、被害面積の目標は達成できなかった。</p> <p>電気柵を設置した箇所は、イノシシ等から農作物被害を防ぐことができたが、周辺の未設置の農地に被害範囲が拡大したことやイノシシの個体数が増加していることが農作物被害の主な要因と思われる。</p> <p>イノシシ以外では、ニホンザルによる被害金額、面積ともに減少させることができ、概ね事業成果があったと考える。</p> <p>今後も電気柵の設置と並行して、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲とその担い手確保に力を入れていきたい。</p>
第三者の意見	<p>野紫木 洋</p> <p>被害防止を目的とした捕獲活動は有効であるが、今後、有害鳥獣の個体数増加と生息域拡大が予想されるため、講習会等による捕獲技術の向上や担い手確保に行政等の関係機関と連携図り、捕獲圧の強化に努めていただきたい。</p> <p>電気柵については、被害防止効果が高いため、国の事業を活用し積極的に導入していただきたい。被害を減少させるためには、地域がまとまりをもって効果的に設置及び管理できるよう協議会から引き続き指導、支援をしていただきたい。</p>
市町村の評価	

- (注) : 1 被害防止計画目標の達成率が70%未満である場合は、実施要領第12の2に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すると。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 市町村が間接補助事業者となっている場合は、4の「市町村の評価」欄に評価を記載すること。